

第1回口頭弁論報告(eメール)

全国 NAK 問題連 MLX メンバーの皆様

2016年10月28日

「NHK 奈良の会」の皆様

新訴「放送法遵守義務確認等請求事件」の
第1回口頭弁論が今日10月27日13時30分～、
奈良地裁101大法廷にて行われました。
70の傍聴席をちょうど埋める傍聴者が来ていただき、
また、遠路関東(東京、千葉)、兵庫、京都、滋賀、大阪から
も駆けつけていただきました。
お礼申し上げます。

冒頭に原告の宮内正巖さんが約7分間意見陳述し、
続いて佐藤真理弁護士が訴状について約13分陳述を行いました。
被告NHKは書類による回答書のみで口頭での陳述はしませんでした。

次回口頭弁論は2017年1月を予定し、
期日は追って決めることとなりました。

口頭弁論終了後場所を県文化会館に移し、
口頭弁論の報告会、阪口徳雄弁護士(弁護団メンバー)の講演会を開きました。
阪口弁護士からは、今回のような視聴者がNHKを訴える裁判を
全国的に行うことが呼びかけられました。

講演会終了後、今後裁判を進めるに際しての問題、課題などについて
醍醐 聡 先生と弁護団ならびに参加者との間で質疑応答・意見交換を
行いました。

取り急ぎ、概略のみの報告とさせていただきます。
意見陳述などの内容につきましては、追って添付・送付させていただきます。

世話人 齋藤 紀彦